

第 1 問

【出題意図】

行為と結果との間に、被害者の行為が介在した場合における、因果関係の判断についての理解を問うものである。

【採点講評】

因果関係という、基本的な問題について問われているので、因果関係判断をどのように行うかについて、その基本構造について説明をしてほしかった。その際には、条件関係の判断を行ったうえで、相当因果関係説か、あるいは客観的帰属論の枠組みを採用すべきことに言及すべきであろう。本問のように、実行行為が行われたうえで被害者の行為が介入した場合については、相当因果関係、あるいは客観的帰属についてこそが争点になるのであるから、この点についての十分な記述が必要である。そのうえで、具体的な事案に照らしてどのような結論を導くべきかを検討しなければならない。

第 2 問

【出題意図】

建造物等以外放火罪における公共の危険の意義について理解しているかを問う問題である。

【採点講評】

本問は、建造物等以外放火罪における公共の危険の意義について問うものである。この点については、最高裁平成 15 年 4 月 14 日決定について言及する必要がある。すなわち、刑法 110 条における「公共の危険」は、刑法 108 条及び 109 条所定の建造物等への延焼のおそれに限られるのか、不特定または多数の者の生命・身体・財産等への危険をも含むのかに言及すべきである。この問題を論じる前提としては、110 条が具体的危険犯であることを指摘しておくことが望ましい。

問題 3

【出題意図】

捜査法に関する基本的な事柄を問うことを通じて、捜査法についての基本的な理解を確認しようとするものである。

【採点講評】

どの教科書においても言及されているごく基本的な事柄を問うたものである。答案の出来については非常に良かったように思われる。今後も、受験生の皆さんには、学部段階で獲得した知識を、余すところなく、答案において披瀝していただきたい。